

# 岐阜県公報

第二千三百六十六号  
平成二十四年七月二十七日

(金曜日)

## 目次

### 告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 五一五

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等  
の指定

(地域福祉国保課) 五一六

指定介護機関の廃止の届出

(同) 五一七

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 五一七

道路の区域変更

(道路維持課) 五一八

保安林の指定

(下田農林事務所) 五一八

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五一九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 五一九

基本測量の実施

(用地課) 五二〇

公共測量の実施

(同) 五二〇

土地改良区役員の下退

(可茂農林事務所) 五二二

### 道路公社公告

岐阜県道路公社の解散

(道路建設課) 五二二

## 告示

岐阜県告示第百五十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	奴隷弁護士 乱れたエロスジ		新日本映像
	主婦(秘)不倫 後ろから出して 巨乳露出 たわわ搾り		オーピー映画
	新婚妻の性欲 求める白い肌		オーピー映画
	トガニ 幼き瞳の告発 (原題) SILENCED		CJ Entertainment Japan

### 2 指定年月日

平成24年7月27日

### 3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
合同会社プランプラン	安八郡安八町大森折口二七七	訪問介護	プランニングケアステーション	安八郡安八町大森折口二七七	平成二四・三・一
合同会社プランプラン	安八郡安八町大森折口二七七	訪問介護	プランニングケアステーション	安八郡安八町大森折口二七七	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	認知症対応型共同生活介護	グループホーム・柚子養老	養老郡養老町船附字大割田一四二一	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	認知症対応型共同生活介護	グループホーム・柚子養老	養老郡養老町船附字大割田一四二一	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	短期入所生活介護	ショートステイ・柚子養老	養老郡養老町船附字大割田一四二一	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	短期入所生活介護	ショートステイ・柚子養老	養老郡養老町船附字大割田一四二一	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	通所介護	デイサービス・柚子養老	養老郡養老町船附字大割田一四二一	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	通所介護	デイサービス・柚子養老	養老郡養老町船附字大割田一四二一	同
野原電研株式会社	大垣市内原一七一	居宅介護支援事業	ケアサポート・柚子養老	養老郡養老町大場四二三	同
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	居宅介護支援事業	JAめぐみのみたけ居宅介護支援事業所	可児郡御嵩町御嵩三五八	同
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	居宅介護支援事業	JAめぐみのみたけ居宅介護支援事業所	可児郡御嵩町御嵩三五八	同
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	通所介護	JAめぐみのみたけ居宅介護支援事業所	可児郡御嵩町御嵩三五八	平成二四・四・一

めぐみの農業協同組合	関市若草通一	介護予防 通所介護	JAめぐみのデイサービス センターあんしんみたけ	可児郡御嵩町御嵩三五 八一	同
医療法人聡仁会	各務原市蘇原柿沢町一 四七	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーションさか い	各務原市蘇原柿沢町一 四五	平成二四・三・一
医療法人聡仁会	各務原市蘇原柿沢町一 四七	介護予防 通所介護	デイサービスセンターさか い	各務原市蘇原柿沢町一 四五	同
株式会社三晃	美濃加茂市太田本町五 二二八	居宅療養 管理指導	グッド調剤薬局	羽島市小熊町島二 二メ 羽島	平成二四・三・一三
株式会社三晃	美濃加茂市太田本町五 二二八	居宅療養 管理指導	グッド調剤薬局	羽島市小熊町島二 二メ 羽島	同
株式会社三晃	美濃加茂市太田本町五 二二八	介護予防 居宅療養 管理指導	グッド調剤薬局	羽島市小熊町島二 二メ 羽島	同

岐阜県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等 の所在地	廃 止 年 月 日
社会福祉法人吉城福祉会	飛驒市古川町若宮二 一六〇	福祉用具 貸与	吉城福祉用具貸与事業所	飛驒市古川町若宮二 一六〇	平成二四・三・三一
社会福祉法人吉城福祉会	飛驒市古川町若宮二 一六〇	介護予防 福祉用具	吉城福祉用具貸与事業所	飛驒市古川町若宮二 一六〇	同

岐阜県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

県道	道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)	備考
板白 取鳥線			同	市同	前 B A	三〇〇 一四〇	一九五〇	係図はA及びBの表示面を敷地の区分をい
<p>岐阜県告示第三百五十九号            道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。            なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。            平成二十四年七月二十七日</p>								
岐阜県知事 古 田 肇								
<p>岐阜県告示第三百六十号            森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。            平成二十四年七月二十七日</p>								
岐阜県知事 古 田 肇								
<p>一 保安林の所在場所            下呂市蛇之尾字榎山一〇七の二〇、字中根山一〇七四から一〇七六まで、一〇七八から一〇八〇まで、一〇八七から一〇九四まで、一〇九六、字中之山一〇〇〇の二、一〇〇〇の五から一〇〇〇の九まで、一〇〇〇の二から一〇〇〇の二七まで、一</p>								

居宅介護事業者等の名称  
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
 サービスの種類  
 指定居宅介護事業所等の名称  
 指定居宅介護事業所等の所在地  
 変更年月日

医療法人悠信会  
 揖斐郡大野町黒野六四五一  
 居宅介護支援事業  
 旧 ケアプランセンターラポール  
 新 ケアプランセンターラポール  
 平成二四・二・一

医療法人聡仁会  
 各務原市蘇原柿沢町一丁目四七番地  
 訪問介護  
 旧 ヘルパーステーションさか  
 新 ヘルパーステーションさか  
 平成二四・三・一

医療法人聡仁会  
 各務原市蘇原柿沢町一丁目四七番地  
 通所介護  
 旧 デイサービスセンターさか  
 新 デイサービスセンターさか  
 同

二九〇四番一地先まで	後B	三〇〇 一五〇	一九五〇	う。
------------	----	------------	------	----



- ・届出区域は小中学校の校区であり、区域周辺の児童生徒の通行が予想されるため、安全対策を行うこと。
  - ・周辺環境に配慮し、必要な騒音対策を行うこと。
- (届出事項 変更)

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

三 作業期間

平成二十四年八月二十二日から

同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

山県市及び揖斐郡池田町

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量)

三 作業期間

平成二十四年八月二十二日から

同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(電子基準点現地調査)

三 作業期間

平成二十四年八月二十二日から

同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

岐阜市、高山市、多治見市、中津川市、美濃市、恵那市、土岐市、郡上市、下呂市、  
不破郡関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町並びに加茂郡八百津町及び白川町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により美濃加茂市長職務代理人から次のとおり公共測量を実施する旨の通  
知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公  
示する。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年七月二日から

同 年十二月二十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市蜂屋町

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
可児土地改良区	平成二十四年七月二十七日	理事	日比野 孝 善	可児市今渡 二六四番地四

道路公社公告

岐阜県道路公社公告第二号

岐阜県道路公社を地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十四条第一項の規定により平成二十四年七月三十一日に解散する。

平成二十四年七月二十七日

岐阜県道路公社

理事長 渡

辺 敬 一

平成二十四年七月二十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社